

産学連携制度における諸手続きの見直しについて

国立大学法人弘前大学

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、弘前大学の学術研究及び産学連携活動の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弘前大学では、産学連携制度における事務手続きに係る負担軽減や業務の効率化・迅速化を図るため、下記のとおり受入れの手続きを見直すこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 概要

産学連携制度における、共同研究、受託研究、受託事業、学術指導について、これまで民間機関等からの「申込書」により受入れの手続きを開始していたものを、当該「申込書」を廃止することとし、民間機関等と本学の協議により受入れを決定し、契約を締結することとする。

なお、研究の変更等の場合も協議により契約の変更等を行う。

※契約内容や条件についての詳細は、「契約書雛形」に基づき協議する形となります。

※詳細は各共同研究、受託研究、受託事業、学術指導制度の手続きの流れを参照ください。

<https://www.innovation.hirosaki-u.ac.jp/05assets/sangakukan>

2. 適用時期

令和8年4月1日以降に新たに研究が開始される契約。

変更契約については、期間延長の研究開始日が令和8年4月1日以降の契約。

【問合せ先】

国立大学法人弘前大学研究・イノベーション推進機構
研究推進部研究推進課研究推進グループ係長
(産学連携・知財担当) 石岡知之

TEL:0172-39-3911 E-mail:sangaku@hirosaki-u.ac.jp